

## 【介護保険住宅改修にかかる草津市の考え方 Q&A】

Q 入院中や退院直後の住宅改修の申請について気を付けた方が良いことはありますか？

A 本人の動作が大きく変わる場合や、本人の使い勝手の良い配置等が実際に生活されていくなかで明らかになっていく場合があります。このことから、福祉用具の貸与等可動式、着脱式のもので対応し、状態が安定してから、住宅改修で手すりの位置や高さを固定するなど、状況に応じて対応するように心がけてください。

Q 家族施工とはどういった場合なのでしょう？

A 同世帯の同居家族が施工する場合及び同居家族が代表取締役の法人等が施工する場合は家族施工とし、材料の購入費のみを支給対象としています。

※同居していても別世帯の場合、また別居の家族については家族施工となりません。

参考：平成 12 年介護報酬 Q&A Vol1.2 『住宅改修』家族が行う住宅改修について  
回答『被保険者が自ら住宅改修の為に材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。』

Q 段差解消のためにユニットバスを設置する場合や土間を解体する場合の対象工事部分はどのように計上するべきでしょうか？

A 基本的に住宅改修の目的とされている日常動作の改善に直接関係する部分が対象工事部分となりますので、面積等で適切に按分して計上してください。按分ができない場合は、全額自己負担となります。

【例】

・ユニットバスを設置する際、在来工法のタイルの浴室を取り壊さないと、ユニットバスが寸法上、設置できない場合。

→ユニットバスが接する面は対象となるが、それ以外は対象外。

・段差解消のための床の嵩上げを行うため、土間の解体を伴う場合。

→対象部分の床以外（天井、壁、対象となっている居室以外の床部分等）は対象外。

Q 便器の自動開閉フタの部分については対象となりますか？

A 自動扉を対象としないのと同様に、対象外となります。

Q 洋式トイレのコンセント新設は対象となりますか？

A 動力の延長部分であるため、コンセント新設については対象外となります。

Q 居室やトイレ、浴室の増改築は住宅改修等の対象工事となりますか？

A ・ユニットバスのサイズが従前の浴室では収まらず、従前の浴室位置を含む部分で浴室を拡張する場合は、段差解消のためにユニットバスを設置する工事の付帯となるため、対象となります。(ただし、従前の家屋の総面積が増加する場合は資産価値の増加であり、増築と判断するため対象に含まれません。)

・従前の位置を含まない場所へ移設(家屋内)した場合は、間取りの変更となるため対象となりません。

Q 住宅改修等の付帯工事としてはどのようなものが対象となりますか？

A 例えば、手すりの取り付けのための、壁の下地補強やペーパーホルダーの移設(新設は含まず。)スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置、扉の取り換えに伴う壁または柱の改修、敷居段差を撤去した後の扉の下部付け足し、便器の取り換えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)等があります。

Q 段差解消や通路面の変更で給付・補助の対象となる幅は決まっていますか？

A 原則、独歩・歩行器・自走および介助用車椅子の場合は 1,000 mm、介助者が側方に付き添う場合は 1,500 mm、を対象としています。しかしながら、個々の住宅の状況に応じて可能な工事内容等が異なるため、事例によって異なる場合があります。

Q 住宅改修の経費として認められないものはありますか？

A 申請にかかる書類の作成費や写真代、工事完了後の片付け・清掃費、交通費、床下断熱材など、直接改修工事に関係しない経費は対象として認められません。他にも対象とならない諸経費が項目やありますので、見積内容の確認をして修正していただくことがありますので、ご協力をお願いします。